

令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務委託仕様書

令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務委託の業務内容及び業務範囲はこの仕様書による。

1 業務名

令和 8 年度明和町ふるさとワーキングホリデー業務

2 目的

地方での暮らしに興味のある町外在住の若者が、おおむね 2 週間から 30 日間、地域に滞在し、町内の事業者、宿泊観光施設、福祉事業所等で働きながら、地域住民との交流イベントや地域の歴史・文化等の学びの場を通じて、本町の魅力的な自然・伝統・文化に触れ、継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 参加者受入れの準備

参加者受入を円滑にするため、次の準備を行うこと。

(ア) 参加者の宿泊場所及び交通手段の確保・調整

※ 必要に応じて参加者来町離町時の受入先や宿泊場所までの送迎

(イ) 参加者の参加期間中の不慮の事故に備え、イベント保険等の加入

(ウ) 労災保険加入や労働契約締結の支援

(2) イベント・学びの場の実施に係る支援及び企画運営業務

参加者が地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深めてもらう観点から、地域で開催される交流イベント等の情報提供及びイベントの企画を行い、参加を促すこと。なお、参加者滞在時にはフォローを密に行い満足度を高めることで、参加者が明和町での生活に興味を持つよう努め、移住定住促進を図ること。その他、参加者との調整（日程や交通手段等）を行うこと。

(3) アンケートの実施

本事業終了後、参加者に対してアンケートを実施し、集計すること。

(4) 各種経費の支払い

本事業の実施にあたっては必要な次の費用（委託費に含まれる）について、関係機関及び参加者へ支払うこと。

なお、参加者に支払いを行う場合は、領収書等を徴収した上で、支払額の根拠を証明書類で明らかにすること。

ア 参加者の滞在費補助（原則 1 人 1 泊 9 千円上限）

参加者が宿泊施設等へ支払った宿泊費について、各参加者の就労期間終了後、参加者に対して 1 人あたり 1 泊 9 千円を上限として支払うこと。ただし、就労期間途中でも、参加者の求めがあれば領収書等を徴収した上で、その宿泊費を支払うことができるよう対応すること。

イ 参加者が宿泊先と就労先の通勤に要する費用（交通条件が悪い場合に限る）

参加者に対して、宿泊先と就労先との通勤において、明らかに交通条件が悪く、公共交通機関を使用するのが合理的であると認められる場合は、その実費を支払うこと。また、公共交通機関もない条件不利地域へ通勤において、やむを得ずレンタカーを使用する場合は、1 日 6 千円を上限として、レンタカー事業者等へ支払うこと。（ただし、いずれも参加者の自己都合により、宿泊先と就労先の通勤条件が悪くなるものは除く）

ウ 交流イベント実施に要する費用

滞在期間中に（2）の受託事業者が企画したイベントの実施に要する経費（上限の目安は参加者 1 名あたり 3 万円）

エ 参加者に対する作業服等購入費用

参加者の受入のために、作業服や作業用具を購入した場合、その領収書等を確認し、参加者一人あたり 1 万円を上限に支払うこと。

オ 各種保険料

参加者の労災保険料及びイベント保険料を支払うこと。

※参加者が想定の入人数に達しなかった場合や当初予定していたスケジュールと相違があった場合などは状況に応じて変更契約を行い、事業費の精算を行うものとする。

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 1 9 日までとする。

ただし、委託業務が完了し、発注者の検査合格をもって業務が完了した場合は、その日をもって本契約は終了する。

5 成果物

事業終了後、速やかに次の事業完了報告書を作成し、提出すること。

- (1) 事業概要
- (2) 事業の実績
- (3) 参加者の属性（居住地（都道府県・市区町村）・年齢・職業・学校名）

別紙 1

- (4) 体験・交流プログラムの内容及び実績
- (5) 収支報告（支払額の根拠となる証明書類（写し）） 等

6 留意事項

- (1) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (2) 取得した個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し「個人情報の保護に関する法律」を初めとする個人情報保護に関する法令や条例及びガイドライン等を遵守のうえ、適正に管理し取り扱うこと。
- (3) 業務内容等については、委託者と十分協議しながら事業を遂行すること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (5) 本業務による成果品に対する権利は、町に帰属するものとし、使用及び公表する場合は、町の承諾を得なければならない。
- (6) 成果物に係る著作権その他一切の権利について、必要となる手続き及び使用料の負担等は、受託者がすべての処理を行うこと。
- (7) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議のうえ決定するものとする。
- (8) 本委託業務において知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに町と協議のうえ決定すること。